

H 1 8 . 3 . 3 1

高圧ガス保安協会規格
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」の
作成・制定の進め方等について

高圧ガス保安協会 高圧ガス部

1 . 同規範作成の経緯、趣旨等について

- (1) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震¹に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」²（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法」という。）は、平成16年4月2日に公布され、平成17年9月1日に施行されている。

この法律により、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」（同地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）を定めなければならない者の一つに「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域³」（以下「推進地域」という。）内の高圧ガス保安法に係る第一種製造者がある。ただし、推進地域内の全ての第一種製造者が対象となるのではなく、同地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画⁴」（以下「基本計画」という。）で定める者に限られ、また、不活性ガスのみ製造に係る事業者は除かれる（以下同じ。）。

対象となる第一種製造者の場合、対策計画として必要な事項を高圧ガス保安法に基づく「危害予防規程」に定めたときは、その定めた部分対策計画とみなされることとなっている。なお、既存の第一種製造者については、推進地域指定の日から6月以内に対策計画を作成することとなっており、知事に届けるとともに、写しを市町村長に送付する。

なお、現時点で基本計画は未制定であり、対策計画を定めなければならない対象者は確定されていない⁵。

- 1：房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震（予知体制は確立されていない。）
- 2：平成15年7月25日に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（近い将来に発生する可能性が高く、著しい地震被害が生じるおそれがある東南海・南海地震を対象としたもの。以下「東南海・南海地震特措法」という。）と法の目的は同じであり、また、条文の構成、文言等も、ほとんど同じである（違いとしては、積雪寒冷地域への配慮の追加）。
- 3：平成18年2月20日付けの内閣府告示第30号で、北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県内の130市町村が指定されている。
- 4：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法に係る防災対策推進の基本方針、推進計画（都道府県、市町村等が定めるもの）・対策計画の基本となる事項等重要事項について、国の中央防災会議が定めるものである。
- 5：基本計画の別表で区域が指定される予定であり、その区域内の第一

種製造者が対象となる。

- (2) 「対策計画として必要な事項」は、コンビナート等保安規則・一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則・冷凍保安規則が改正（平成17年9月1日公布・施行）され、これらの省令に、
- ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保」
 - ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報」

に関する事項の細目とすると定められている。なお、これらの事項は、東南海・南海地震対策特措法対応のコンビナート等保安規則等の改正（平成15年7月25日公布・施行）で定められたものと同一である。

対象となる第一種製造者が平成17年9月1日の省令改正に基づき必要な事項を定める際の参考となるように、これらの事項に関する考え方、これらの事項の細目として掲げるべき内容等を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」として制定する。ただし、両特措法の目的及び上記省令改正の内容が同一であるので、平成16年4月に制定した「東南海・南海地震防災規程の規範」を準用し、法令名称、地震名称等の置き換えを行い、また、更に明確にするための補足等を行い、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範（案）」を作成することとする。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範も東南海・南海地震防災規程の規範と同様に、事業所の規模、業態等を考慮し、次の3種類を作成することとする。

- 特定の事業所用（処理能力100万 m^3 （専ら充てんの場合200万 m^3 ）以上の事業所用）
- 一般の事業所用（の処理能力未満の事業所用）
- 冷凍関係の事業所用

2. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の検討、制定等の方法について

- (1) 本年2月1日開催の第1回冷凍空調規格委員会及び2月7日開催の第1回高圧ガス規格委員会において、次に掲げる検討、制定等の方法が承認された。

東南海・南海地震特措法対応により危害予防規程に追加して定める事項と日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法対応により危害予防規程に追加して定める事項とは同一であり、また、既に「東南海・南海地震防災規程の規範」を制定し、頒布している。したがって、「東南海・南海地震防災規程の規範」の法令名称、地震名称等の置き換えを行い、また、更に明確にするための補足等の作業を行い、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」を作成すれば十分と考えられるので、原案作成のための分科会を設置するまでの必要性はない。事務局（高圧ガス保安協会高圧ガス部）においてこの作業を行い、作成した作業案を基にして高圧ガス規格委員会及び冷凍空調規格委員会で審議し、原案を作成する。技術委員会委員によるテクニカルレビューを受けるとともに、両規格委員会において

それぞれ委員による書面投票により決議し、パブリックコメントを実施する。コメントへの対応等所定の手順を経たうえで、内容を確定し、同規範を高圧ガス保安協会規格の指針として制定する。

- (2) 対策計画（危害予防規程に追加して定める上記 1 (2) に掲げる事項）は、基本計画（国の中央防災会議が定めるもの）及び推進計画（基本計画に基づき道県、市町村等が定めるもの）と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。したがって、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」は、本来、基本計画が制定された時点以降に、基本計画の内容も踏まえて案を作成し、規格委員会で検討していくべきである。しかし、書面投票、パブリックコメント等の実施とその対応等に日数を要するため、基本計画が制定されてから検討を進めると、同規範を制定できるのは対策計画の作成期限である平成 18 年 8 月 19 日より後になってしまう。

一方、対象となる第一種製造者が速やかに危害予防規程に必要事項を追加し、届け出て道県が受理するためには、同規範の極力早急な制定及び公表が重要である。

- (3) 以上から、基本計画は未制定であるが、東南海・南海地震防災対策推進基本計画とほぼ同様のものとなるとの想定の下に、作業案を基に本年 3 月 31 日開催の第 2 回高圧ガス規格委員会及び 4 月 3 日開催の第 2 回冷凍空調規格委員会において審議し、原案をまとめることとする。

以降、規定の手順に従い、まとめた原案について技術委員会委員によるテクニカルレビューを受けるとともに、両規格委員会においてそれぞれ委員による書面投票を行う。賛成の決議が得られた後、パブリックコメントを実施し、コメントがあればそれに対応後、制定する。

なお、可能性は少ないと考えられるが、今後制定される基本計画に、東南海・南海地震対策特措法関係では規定されていない事項が追加されること等があれば、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」への反映の必要性の有無等について、両規格委員会に諮り、対応していくこととする。

- (4) 今後のスケジュールは以下の通りとする。

高圧ガス規格委員会 平成 18 年 3 月 31 日

冷凍空調規格委員会 平成 18 年 4 月 3 日

書面投票（各規格委員会で実施）

平成 18 年 4 月 10 日～平成 18 年 4 月 24 日（当日消印有効）

書面投票可決後、パブリックコメントを実施（期間：1 ヶ月）

以上